



しぶや青色

令和3年 7月号 第593号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

<< 8月のお知らせ >>

● 8月ご利用は予約制です ●

記帳のご相談やその他ご相談は、ご予約のうえお越してください。

営業日はカレンダー通りとさせていただきます。

各種情報は当会ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.428aoiro.jp/>

渋谷青色申告会でも検索できます。



～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

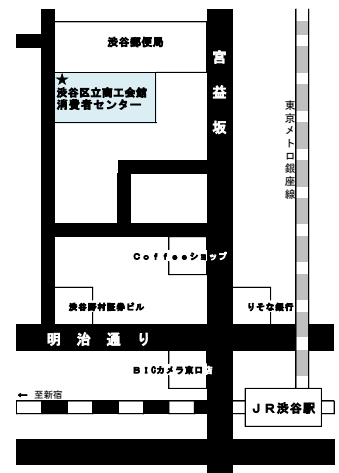
これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の仕方まで、

講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります ★

日時	8月30日(月)・8月31日(火) 午前の部(不動産所得者向け) 9:30～12:30 午後の部(事業所得者向け) 1:30～4:30
会場	渋谷区立商工会館 2階 セミナー室 渋谷区渋谷1-12-5
定員	午前・午後の部 各6名
費用	無料
申込	事務局までお電話でどうぞ (TEL 3463-7043)



★お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03(3463)7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>

青色申告会の会員サービス！

青色申告会員ならではの会員サービスをご用意しております。詳しくは、事務局にお問い合わせください。

1. 各種保険共済制度

- ・青色共済・医療保険・傷害保険・交通事故傷害保険・青色ガン保険・自動車保険
- ・自転車保険・火災共済・青色PL保険等

2. ラフォーレ倶楽部の施設利用

全国にあるラフォーレ施設を会員料金で利用できます。
リゾートでゆっくりリフレッシュ。
ゴルフからお子様向け手作り工房などもお楽しみいただけます。

利用してね♪

3. 日本旅行会員割引

企画旅行（国内・海外）が7%割引になります。

4. 大樹生命（旧三井生命）保険の割引

個人で加入している大樹生命の保険料が割引になります。
※一定の条件が必要です。割引率は契約内容により異なります。



5. アフラックのがん保険

CMでおなじみの「アフラックのがん保険」。団体割引になるのでお財布にもやさしい！

国民年金基金は基礎年金に上乘せする公的な年金制度です

～ 早めのご加入をお勧めいたします・お問い合わせは事務局まで～

税金がおトクで、今にゆとり ・ 年金が増えて、老後にゆとり

税金がお得
払う時も受取る時

基本は
終身年金

加入時に
年金額がわかる

万一の時には

掛金
変更出来る

<どんな人が加入できるの？>

20歳以上60歳未満の自営業者やフリーランスなど、国民年金の第1号被保険者の方

※国民年金保険料を納付している方

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で国民年金に任意加入している

(例えば、学生・主婦であっても上記の要件を満たせば加入できます。)



- 国民年金基金連合会 (<https://www.npfa.or.jp/>)
- または、全国国民年金基金 (<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>) から
- 将来受け取る年金額のシュミレーションが出来ます。

● 都税についてのお知らせ ●

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和4年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- ☑ 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- ☑ 新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- ☑ 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ☑ 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**3年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和4年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- ☑ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ☑ 耐震改修工事が完了した日から3か月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分*について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を**全額減免**（居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで）

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分



<減免を受けるための手続>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

● 青色共済からのお知らせ ●

本年も“青色ドック「渋谷会場」”での開催は中止とさせていただきます。なお、市谷会場での受診は可能ですので、ご希望の方は申告会までお問合せください。03-3463-7043